

会報  
全住協

2025  
6月



一般  
社団法人

全国住宅産業協会

## 子育てグリーン住宅支援事業の概要

国土交通省及び環境省では、「子育てグリーン住宅支援事業」により「高い省エネ性能を有する住宅の新築」や「既存住宅の省エネリフォーム」を支援することとしており、特に、高い省エネ性能を有する「GX志向型住宅」の新築に対しては、最大160万円／戸の支援を受けられますので、お知らせいたします。

### 1. 制度の目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行う。

### 2. 補助対象

経済対策閣議決定日(令和6年11月22日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

#### (1) 住宅の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)

##### ①GX志向型住宅

対象世帯：全ての世帯  
補助額：160万円／戸  
断熱性能：等級6以上  
一次エネ削減率：35%以上  
HEMSの設置：設置

##### ②長期優良住宅

対象世帯：子育て世帯等 ※1  
補助額：80万円／戸(建替前住宅等の除却を行う場合は100万円／戸)  
断熱性能：等級5以上  
一次エネ削減率：20%以上  
HEMSの設置：なし

##### ③ZEH水準住宅

対象世帯：子育て世帯等 ※1  
補助額：40万円／戸(建替前住宅等の除却を行う場合は60万円／戸)  
断熱性能：等級5以上  
一次エネ削減率：20%以上  
HEMSの設置：なし

※1 「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」

※2 「GX志向型住宅」は環境省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。

#### (2) 既存住宅のリフォーム

##### ①Sタイプ

補助要件：必須工事3種の全てを実施  
補助額：上限：60万円／戸

##### ②Aタイプ

補助要件：必須工事3種のうち、いずれか2種を実施  
補助額：上限：40万円／戸

##### ③補助対象工事

必須工事：開口部の断熱改修、躯体の断熱改修、エコ住宅設備の設置  
付帯工事：子育て対応改修、バリアフリー改修等

※3 補助対象となるのは「必須工事」を行う場合に限る。

#### ●子育てグリーン住宅支援事業

[URL] <https://kosodate-green.mlit.go.jp/>

### 目次

・子育てグリーン住宅支援事業	1
・労働安全衛生規則の一部を改正する省令	2
・第15回優良事業表彰受賞プロジェクト紹介 (株)むつみワールド、(株)りゅうせき建設	3

・法改正の影響と不動産後見アドバイザーの意義	5
・宅地開発無電柱化推進事業	7
・新築住宅への感震プレーカー設置補助について	8
・令和7年8月実施研修のご案内	9
・協会だより	10

## 職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が強化された。

### 1. 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

- (1) 職場における熱中症による死亡災害の傾向
  - ①死亡災害が2年連続で30人レベル
  - ②熱中症が死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍
  - ③死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加が懸念。ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」
- (2) 早急に求められる対策  
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、現場において、死亡に至らせない(重篤化させない)ための適切な対策の実施が必要。

### 2. 基本的な考え方

- (1) 見つける(作業員の様子がおかしい)
- (2) 判断する(医療機関への搬送、救急隊要請)
- (3) 対処する(救急車が到着するまで作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却)

### 3. 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

- (1) 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、

熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- (2) 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
  - ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
  - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知
- (3) 対象

「BGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

### 4. 熱中症のおそれのある者に対する処置の例(熱中症が疑われる症状例)

#### 【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

#### 【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

●厚生労働省ホームページ

[URL]

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

## 優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

5月号に掲載しました第15回優良事業表彰受賞全10プロジェクトを順次ご紹介いたします。

### 優良事業賞

戸建分譲住宅部門(中規模)

自然と暮らしが心地よく繋がりが共存できる街  
(株)むつみワールド



#### 【事業コンセプト】

本事業は～「き」がある暮らし～を基幹コンセプトに据え、自然と暮らしが心地よく繋がりが共存できる分譲住宅を計画しました。住宅構成は、本テーマを昇華させ、

- ・『季』庭への草花と植樹で新緑と紅葉が美しく四季を彩る
  - ・『木』自然素材から感じる温もりと癒し
  - ・『嬉』家族が綻ぶ笑顔になれる
  - ・『帰』一番の贅沢は帰りたくなるおうち
- という4つの「き」を日常の中に感じる暮らしを軸に据えました。

当社は、街づくりからスタートした企業であり、たとえ数区画の分譲住宅であろうと「街」と考えています。時が経つにつれ、住まい手とともに住環境は成熟し、味わいが深まっていく。始めは小さな植栽も家族とともに成長を感じられ、隣人との境界を越えた新たな繋がりが生まれます。近くを通りかかった地域住民が思わず立ち止まりたくなる、10年後を想像したくなる、

そんな穏やかで癒しあふれる街づくりを想い、当該事業を進めました。

#### 【商品企画】

今回のコンセプトを実現するため、お客様には境界には植栽や石等の自然素材を使用すること、アプローチは土間から緑や石を連続的に使用すること、境界にまたがる植栽や草花・芝生のお手入れは、隣接者同士で協力して行うものとする、といった遵守事項を設けました。

植栽には、アオダモやシャラを採用し、春には新芽が芽吹き、ジューンベリーの花が綺麗に彩り、梅雨時期には、雨で濡れた男鹿のゴロタ石や久栗坂の石が、アプローチを美しく演出。

また、雪国秋田ならではの落雪トラブル防止と冬場での景観確保のため、屋根形状は全棟東西への切妻屋根を採用し、四季を通じて豊かな街並みを確保するプランニングを進めました。

#### 【事業成果】

様々な方々よりコンセプトへのご理解を賜り、おかげ様で完売。想いに共感してくださった施主様方それぞれの丁寧な暮らしの積み重ねにより、分譲地全体の美しい景観も生まれ、秋田市寺内エリアに豊かな空間を新たに創造しています。

当社の家づくりに対する考え方を伝える好事例としても寄与しており、住宅検討者様への建物配置やプランニングの参考として分譲後も多くの方が現地に訪れています。また、新規学卒者や中途応募者への会社見学地としても度々活用。街づくりを事業の中心に据えている当社の色を多くの方々にご理解いただけるランドマークとして、これからも輝き続ける取組みとして、期待できる事業となりました。

#### 【規模概要】

住 所	秋田県秋田市寺内堂ノ沢1-14-2ほか
敷地面積	157.67～209.69㎡
延床面積	70.34～129.45㎡
構造規模	木造軸組工法2階建
住戸総数	5戸

## 優良事業賞

戸建分譲住宅部門(小規模)

### 八重瀬町建売分譲住宅

(株)りゅうせき建設



#### [事業コンセプト]

目覚ましい発展を続ける八重瀬町の土地区画整理地区にて、りゅうせき建設の技術の粋を集めたRC住宅の建売分譲を計画しました。高速ICにも近く、都心部の那覇市や北部へのアクセスも便利な住まいです。商業施設や医療機関も生活圏内に多く点在しています。

「大空をもう一つのリビングに」をコンセプトに屋上を利用する新しいスタイルを提案することで、地価の上昇が進む沖縄でもコンパクトな敷地で開放的な住まいを実現しています。

今回の分譲計画にて、狭小地でも開放的なライフスタイルを提案していますので、これから土地を求めて建築を計画する方にも土地購入コストを抑えた提案が期待できます。

#### [商品企画]

- ・もう一つの“リビング”屋上スペースを備えた、くつろぎと快適性を提供しています。
- ・ママスペースや家事導線など、働くお母さんをサポートしています。
- ・直接キッチンにつながる回遊式導線を採用

しています。

- ・プライベート空間と防犯性を確保したリビングテラスを設置しています。
- ・ウォークインクローゼットを完備しています。
- ・資産価値の高いRC住宅を提供しています。
- ・アルミルーバーや杉板仕上げのコンクリートなど、デザイン性も配慮しています。
- ・建売住宅で4台の駐車場を確保しています。

#### [環境配慮]

- ・リビングや大開口には熱線吸収ガラスを採用しています。
- ・RC住宅でBELS★5のZEH水準に適合しています。

#### [事業成果]

近年、沖縄でも木造の建売住宅が増えています。高耐久・資産価値の高いRC住宅の需要は依然高く、一方で土地の高騰、資材や建築費の高騰で土地の購入からのRC住宅の注文住宅を建築することは、県内在住の方では所得の面からハードルが高くなっています。

そのような環境の中、今回の建売分譲は都心へのアクセスも良く、分譲住宅でありながら一般的な企画住宅とは異なり、子育て世帯に寄り添う提案になっています。

#### [規模概要]

住 所	沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原 197-1
敷地面積	180.29~182.23㎡
延床面積	111.54㎡
構造規模	WRC造3階建
住戸総数	2戸

## 成年後見関連法改正の影響と不動産後見アドバイザーの意義

当協会は「成年後見制度と住宅・不動産」について東京大学教育学研究科生涯学習論研究室と共同研究を行っております。我が国の高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は29.1%となっており(「令和6年版高齢社会白書 内閣府」参照)、超高齢化社会が不動産業界に及ぼす影響や成年後見制度の重要性等を東京大学特任助教の飯間氏に伺いました。

### 1. 認知症高齢者等の増加と不動産業界への影響

現在、日本では急速な高齢化の進展により、判断能力が不十分な人が大幅に増え続けています。近時、認知症高齢者がおよそ600万人強、精神・知的障がい者がおよそ600万人弱ほどいると推計されており、今後その数はますます増加していくと見込まれています。

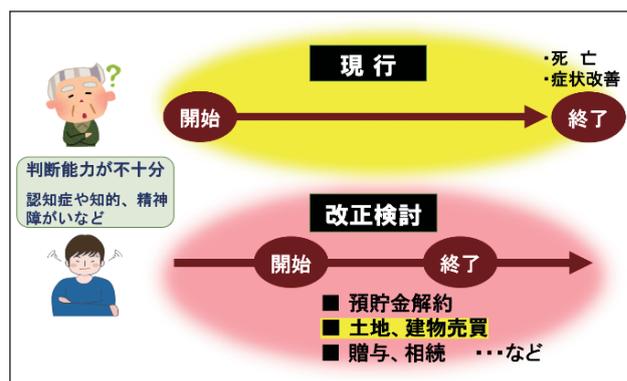
そして、判断能力が不十分な人の増加は、不動産取引の停滞、空き家の増大、不動産市場の縮小など、不動産業界に深刻な影響を与えています。

判断能力が不十分な人は、不動産に係る契約等を行うことは困難です。これらの人々の保有不動産は、市場で適切に取引できないために、不動産の円滑な取引や流通を阻害する要因になります。現在の高齢者世帯の保有不動産額から推計すると、全国で実におよそ74兆円もの不動産が滞留してしまう可能性があります。

### 2. 成年後見制度の活用の重要性

このような状況に対処するために有効な方策と考えられるのが、成年後見制度の活用です。家庭裁判所によって選任された成年後見人は、認知症高齢者等の代理人として、その不動産に関する契約の締結や取消し等を行うことができます。

後見制度を用いることで、滞留しがちであった判断能力が不十分な人の不動産をより円滑に取引することが可能となります。また、悪質商法や詐欺などの不当な取引の防止及び不動産の取引や管理等の適正化などを図ることもできます。



▲「スポット後見」のイメージ

### 3. 成年後見関連法の改正と影響

現在、国の法制審議会において、成年後見に係る法改正の議論が進んでいます。改正案は令和8年頃に国会に提出される予定です。

今回の法改正では、後見人の交代や権限行使のあり方等、さまざまな論点が議論されていますが、なかでも不動産業界に最も影響が大きいと考えられるのが、いわゆる「スポット後見」の導入です。

「スポット後見」とは、成年後見制度を利用した後、後見の必要性がなくなった場合に、後見を終了させることができる制度のことを言います。現行法では、法定後見制度を開始させた場合、原則として本人が死亡するまで後見を終了させることができないことになっています。それゆえ、例えば認知症高齢者の所有不動産を処分するために、本人について後見を開始させた上で当該不動産を売却したというケースの場合、目的が達成されたからといって後見を終了させることはできず、原則として本人が死亡するまで後見は継続することになります。このように、現行法は使い勝手が悪いことから、これまで後見制度の利用が敬遠される原因になってきました。

## 法改正の影響と不動産後見アドバイザーの意義

このような状況を改善し、後見制度の利用を促進するために導入が検討されているのが「スポット後見」なのです。「スポット後見」が導入された場合、認知症高齢者等の所有不動産の取引を行う必要が生じたとき、後見を開始させて当該不動産の取引を行った後、後見を終了させることができます。これにより、これまで困難であった認知症高齢者等の不動産取引を可能にする道が開けることとなります。

ただし、後見制度を適正に利用するためには、成年後見関連法を正確に理解しておくことが必須となります。今後、「スポット後見」導入によって、高齢者等に係る不動産取引が活発になっていくことを考慮すると、不動産関連業者は後見制度を理解しておくのが望ましいといえるでしょう。

そこで、不動産業者が成年後見制度を効果的に学習するために有用と考えられるのが、「不動産後見アドバイザー」資格です。

### 4. 不動産後見アドバイザー資格の概要

「不動産後見アドバイザー」とは、全国住宅産業協会と東京大学大学院教育学研究科との共同研究に基づき、平成28年に創設された資格制度のことです。この資格は、主に不動産関連業者の方々に、成年後見制度、認知症高齢者等の特徴、福祉関連制度、相続・信託などについて学んでいただき、取引の適正化や業務の改善等を促進することで、不動産業界の社会的信用の向上や新たなビジネスチャンスの拡大などを図ることを目的としています。

本資格講習会は、成年後見制度の基礎、判断能力が不十分な人との不動産取引事例や相続・遺言等の講義を2日間にわたって集合及びWEBにて行います。毎年2月にこれまで1,300名以上もの方々にご受講いただいております。今後さらに受講者数の増加を図っていく方針です。

### 5. 当資格の意義

「スポット後見」を利用するためには、成年後見制度の正しい理解が必要です。例えば、全ての後見利用者が無条件で後見を終了

できるわけではありません。後見を終了させるための法的要件や留意点等を知らないと、不動産取引をした後に後見を終了させるつもりが終了させられないといった事態も生じかねません。また、後見を終了させるためには、後見終了後の本人への社会的支援体制の提供が重要になりますが、その支援体制をいかに確保するかといった福祉的な知識も得ておく必要があります。

当資格で学ぶことにより、上記のような必要な知識を習得することができます。さらに、当資格を得ることにより、高齢者等に係る不動産取引の適正化・円滑化、相談対応を通じた顧客の不安解消・信頼獲得等を実現することができ、ひいては不動産流通の活性化等を促進することができます。

今後、さらに多くの方々に当資格を取得していただければと考えております。

### 「不動産後見アドバイザー」紹介動画公開中

高齢者を取り巻く居住の現状・社会情勢、資格取得者による資格の活用事例等を動画にまとめております。是非ご視聴ください。



▲ H P



▲ 全住協 Instagram



### 【プロフィール】

飯間 敏弘 氏

東京大学大学院教育学研究科特任助教

主に成年後見制度に関する研究、市民後見人養成講座の開催等を通じた生涯学習や後見制度の普及・啓発などの活動に取り組む。

## 宅地開発無電柱化推進事業(東京都)

### 1. 事業概要

東京都では、無電柱化を推進するため、都市計画法による開発許可を得て、新たに築造される道路の電線類を地中化した場合に、その事業費の一部について補助を行っています。

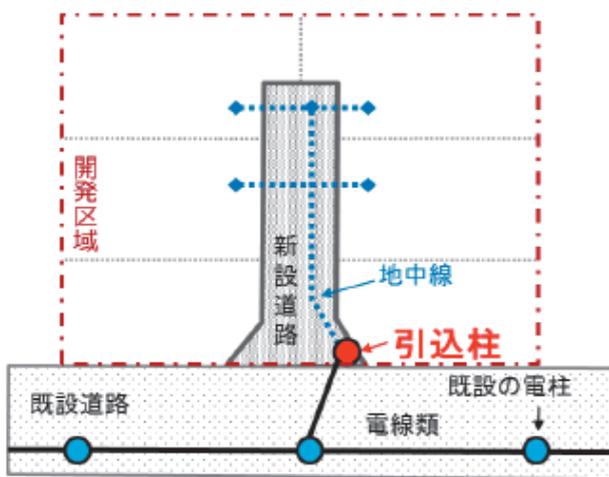
### 2. 事業内容

#### (1) 対象事業の条件

都内で開発許可により新たに道路を築造する宅地開発(住宅を主な用途とする開発)

#### (2) 補助対象となる費用

無電柱化の設計費・工事費(引込柱を含む)



引込柱(例)



(電線、地上機器の費用は電線管理者負担)

### (3) 補助限度額

- ① 開発面積：3,000㎡未満  
総事業費2,000万円まで  
総事業費の4/5を補助
- ② 開発面積：3,000㎡以上  
総事業費6,000万円まで  
総事業費の2/3を補助

### 3. 補助対象事業費一覧

#### (1) 調査設計費

- ① 無電柱化に要する調査設計費
  - 配線計画
  - 詳細設計(実施設計)

#### (2) 工事費

- ① 無電柱化に要する工事費
  - 管路材・特殊部の材料費、設置費
  - 管路及び特殊部を設置するために必要となる土工事(掘削、埋戻し、残土処分費)
- ② 宅地への引込みに要する工事費
  - 引込管・引込設備の材料費及び設置費
  - 引込管及び引込設備を設置するために必要となる土工事(掘削、埋戻し、残土処分費)
- ③ 補助事業区域の無電柱化施設との連系に要する工事費
  - 引込柱の材料費、設置費
  - 連系管・連系設備の材料費及び設置費
  - 連系管及び連系設備を設置するために必要となる土工事(掘削、埋め戻し、残土処分費)
  - 連系管及び連系設備を設置するために必要となる既存道路に係る舗装工(舗装壊し、廃材処分費、舗装復旧費)

#### ● 宅地開発無電柱化推進事業(東京都)

[URL]

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku\\_kaihatsu/jyutaku/kaihatsu/boshu/kaihatsu07](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/jyutaku/kaihatsu/boshu/kaihatsu07)

## 新築住宅への感震ブレーカー設置補助(東京都)

東京都では、令和7年度から都内の新築住宅に感震ブレーカーを設置する場合、住宅事業者に対してその経費を補助することとなりましたので、お知らせいたします。

### 1. 背景と事業目的

- (1) 阪神淡路大震災や東日本大震災の大地震発生時の火災の約6割は電気が原因
- (2) 東京都は、今後、感震ブレーカー設置の促進や消火器設置などの推進により地震発生時の火災による人的・物的被害が約7割減少すると推計
- (3) 令和12年度までに都内における感震ブレーカーの設置率25%を目標に推進

### 2. 東京都のこれまでの取組み

延焼リスクの高い木造住宅密集地域の木造住宅世帯を対象に、感震ブレーカー(コンセント型)を無償配布したり、全世帯を対象に、出火防止対策に関するリーフレットを配布するなど、都民への普及啓発を実施



### 3. 令和7年度の新規事業

感震ブレーカーを設置する住宅を新築する住宅事業者への補助を実施する。

#### (1) 補助対象

住宅事業者を建築主とする「分譲・建売住宅」等で、令和7年4月1日以降に都内で着工する新築住宅

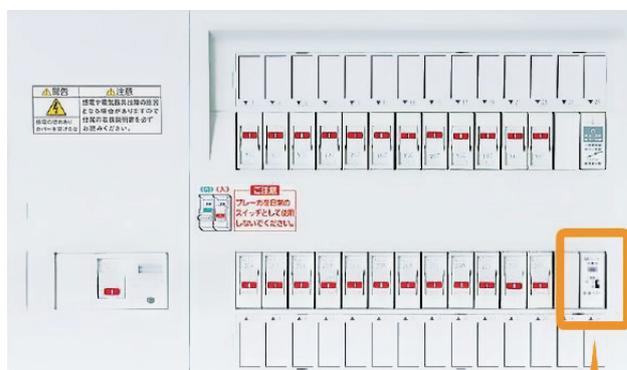
※居住用の戸建て・集合住宅を対象とするが、原則として木造住宅を想定

#### (2) 対象経費

対象の新築住宅に設置した分電盤タイプ(内蔵型)の感震ブレーカー購入費

※感震ブレーカーは「一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007 付2)」の規定に定める構造及び機能を有するもの

- (3) 補助率：1/2(補助上限額3万円)



分電盤タイプ(内蔵型)の感震ブレーカー例

### 4. 今後のスケジュール(予定)

令和7年8月頃運営事務局を設置し、補助金申請受付などを開始する。

### 5. 申請・交付

申請・交付手続きは、原則として電子申請を予定している。

### 6. 問合せ窓口(8月の運営事務局設置まで)

東京都総務局総合防災部防災戦略課調整担当  
TEL: 03-5320-7449(直通)

E-mail: juutaku@section.metro.tokyo.jp

#### ●新築住宅への感震ブレーカー設置補助

[URL]

<https://www.zenjukyoku.jp/topics/article-24820>

## 令和7年8月実施研修のご案内

令和7年8月には、会員企業の皆さまのキャリア形成と実務力向上を目的とした研修を2本開催いたします。いずれも、日々の業務に直結する実践的な内容で、役職や職種を問わず幅広くご活用いただけます。

一つ目は、部下との信頼関係を築きながら人材を育てる「部下育成研修」です。マネジメントの基本やハラスメントとの違いを踏まえた適切な関わり方について学び、人財の定着や育成に役立つ内容となっております。

二つ目は、「心を掴むパワポの資料作成術とプレゼン力研修」です。聞き手に伝わる資料の構成と話し方のポイントを押さえ、説得力のあるプレゼンテーション力を身につけることができます。両研修ともハイブリッド形式で開催いたしますので、会場・オンラインいずれの参加も可能です。皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

半日	部下は上司で変わる！ 人財を活かす部下育成研修	講師	清水 由実氏（㈱トルチュリアル 研修講師） 阿部 奈穂子氏（弁護士）
		目的	新入社員・若手社員などと信頼関係を築きながら育て、早期離職を防止する
対象	経営者や幹部、一人でも部下を持つ上司、管理職の方	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメントを取り巻く環境</li> <li>・上司の役割とは</li> <li>・組織をマネジメントする</li> <li>・ハラスメントと言われてしまう関係</li> <li>・人財を育てる 等</li> </ul>
日時	8月5日(火) 14:00～17:00		
実施方法	ハイブリッド（会場：協会会議室）		
半日	心を掴むパワポの資料作成術と プレゼン力研修	講師	深見 陽子氏（エグゼクティブパフォーマンス講師）
		目的	「社外プレゼン資料」のテクニックが分かる取引先が興味をもって、取引先に動いてもらえるプレゼンができる
対象	全社員	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超実践的！プレゼンの資料作成術</li> <li>・分かりやすいプレゼン資料の作り方</li> <li>・聞き手が興味を持って聞く「伝え方」</li> <li>・「分かりやすい」話し方の技術</li> <li>・人前に強いスピーチテクニック 等</li> </ul>
日時	8月26日(火) 14:00～17:00		
実施方法	ハイブリッド（会場：協会会議室）		

### 協会だより

#### 入会

##### 正会員

会社名 イタンジ(株)  
 代表者 永嶋 章弘  
 住所 〒106-6290 東京都港区  
 六本木3-2-1  
 住友不動産六本木グランドタワー  
 TEL 03-6441-3954  
 FAX なし  
 事業内容 賃貸から売買まで不動産業務のDX  
 を推進するIT企業です。



会社名 (株)VLOOM  
 代表者 濱崎 拓実  
 住所 〒105-0003 東京都港区  
 西新橋1-11-4  
 日土地西新橋ビル4F  
 TEL 03-6550-9022  
 FAX 03-6550-9023  
 事業内容 防音・ペット共生・ZEHマンション  
 等コンセプトマンションの都市開発  
 事業を展開。



## 協会だより

### 代表者変更

会社名 (株)アイキョーホーム

新代表者 重見 なみ子

会社名 (株)カシワバラ・グラウンド

新代表者 竹村 英樹

会社名 スターツピタットハウス(株)

新代表者 桜木 竜二

会社名 (株)トリニティ・アイデア

新代表者 長坂 英樹

会社名 日本コミュニティー(株)

新代表者 佐竹 弘行

会社名 (株)エポスカード

新代表者 相田 昭一

### 住所変更

会社名 J I B U N H A U S . (株)

新住所 〒103-0016 東京都中央区日本橋  
小網町8-2

T E L 03-5774-6660(従来どおり)

F A X 03-5774-6661(従来どおり)

## 春の褒章

令和7年春の褒章の当協会関係の受章者は次のとおりです。

◇濱田 繁敏 氏 黄綬褒章

(株)アップタウン

代表取締役

当協会常務理事



### 業務日誌

4月21日(月)	・公明党東京本部政策要望懇談会に花沢副会長ほかが出席。(ホテルニューオータニ) ・中高層委員会を開催。(主婦会館+オンライン) ・現場作業教育講習を開催。(協会会議室+オンライン)
22日(火)	・総務委員会を開催。(協会会議室)
24日(木)	・営業コミュニケーション基礎研修①を開催。(協会会議室)
5月12日(月)	・(一社)住宅生産団体連合会政策委員会に馬場会長が出席。(同連合会)
13日(火)	・運営審議会、理事会を開催。(ホテルニューオータニ)
15日(木)	・(一社)不動産協会総会懇親会に馬場会長、牧山相談役ほかが出席。(オークラ東京) ・松島みどりを励ます会に花沢副会長ほかが出席。(ザ・キャピトルホテル東急) ・金融商品取引法セミナーを開催。(オンライン) ・ミドルシニアのためのキャリア自立研修を開催。(協会会議室+オンライン)
16日(金)	・若手社員のための「目標管理&問題解決」研修を開催。(協会会議室+オンライン) ・新人教育担当者のためのOJTのやり方研修を開催。(協会会議室+オンライン)
19日(月)	・(一社)関西住宅産業協会定時総会記念講演・懇親会に馬場会長が出席。(ホテル日航大阪)
20日(火)	・電話営業テレアポ研修を開催。(協会会議室+オンライン)

会報 全住協 通巻146号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会  
(令和7年6月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

# 全住協 ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の会員が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

## 会員名(順不同)

- ・(株)シーブリッジ
- ・(株)トルネックス
- ・アットホーム(株)
- ・(株)総合資格
- ・(株)東京リーガルマインド(LEC)
- ・(株)ダイテック
- ・プラチナ出版(株)
- ・(株)FRESH ROOM
- ・地盤ネット(株)
- ・(株)建築資料研究社
- ・(株)住宅新報
- ・(株)AXIAL FORCE
- ・グッドモーニングコミュニケーション(株)
- ・アークシステムテクノロジーズ(株)
- ・(株)コスモシステム

## 取扱商品

- 販売図面制作・CGパース制作
- エマーゲンシートイレキット
- 不動産業務総合支援サイトATBBほか
- 建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
- 各種講習、資格取得講座
- 住宅産業向けクラウド型基幹業務サービス「注文分譲クラウドDX」
- 不動産実用書籍
- オゾン発生器 エアバスター
- BIMパース・ウォークスルー動画制作ほか
- 各種講習、資格取得講座
- 各種講習、書籍
- 「不動産重要書類」ファイルのオリジナルファイル
- 間取り図制作「間取り図屋さん」
- 入居審査(信用照会)
- 不動産鑑定評価

※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、(株)総合資格、(株)建築資料研究社

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

## 団体会員

一般社団法人	北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般社団法人	秋田県住宅地協	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般社団法人	東北・北海道住宅産業協会	〒983-0821	宮城県仙台市宮城野区岩切字三所南121-1 大東住宅(株)内	TEL.022-352-7477 FAX.022-352-9209
一般社団法人	北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-4469
一般社団法人	富山県住宅地協	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般社団法人	北陸住宅地経営協会	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-23-0010 FAX.0776-23-0011
一般社団法人	静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般社団法人	東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般社団法人	中京住宅産業協会	〒456-0031	愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F	TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686
一般社団法人	関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
一般社団法人	近畿住宅産業協会	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
一般社団法人	広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般社団法人	四国住宅地経営協会	〒760-0026	香川県高松市磨屋町6-4 建設会館4F	TEL.087-811-9335 FAX.087-811-9335
一般社団法人	九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般社団法人	九州分譲住宅協会	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般社団法人	鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
一般社団法人	沖縄住宅産業協会	〒900-0012	沖縄県那覇市泊2-15-9 2F	TEL.098-863-7410 FAX.098-975-7464

## 本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <https://www.zenjukyo.jp/>

一般社団法人 **全国住宅産業協会**  
全住協

